

消 防 災 第 1 2 8 号
平成 29 年 9 月 15 日

各都道府県防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について

平素より防災行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 6 月に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、市町村長による指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）の指定制度が平成 26 年 4 月 1 日から施行されました。これを受けて、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成 26 年 3 月 26 日付け府政防第 369 号、消防災第 126 号）等によりこれまで取組を要請してきたところです。

「平成 29 年度消防防災・震災対策現況調査の実施について（依頼）」（平成 29 年 4 月 27 日付け消防情第 176 号）に基づく調査結果（速報値）によると、指定緊急避難場所を指定している市町村及び指定避難所を指定している市町村は約 8 割に達しているものの、残り約 2 割の市町村で未だに指定が完了していない状況です。また、平成 29 年 2 月に運用が開始された、国土地理院のウェブ上の「地理院地図」での指定緊急避難場所データの公開についても、データの報告をしている市町村は約 6 割（平成 29 年 9 月 4 日現在）に留まっています。

貴殿におかれましては、引き続き、指定緊急避難場所等の指定促進に関する市町村への助言をしていただくとともに、「「地理院地図」における指定緊急避難場所データの公開開始について」（平成 29 年 2 月 16 日付け国地応防第 33 号、府政防第 28 号、消防災第 24 号）の通知を参考に、指定緊急避難場所等のデータの整備・公開のための報告を行っていただくなど、今後の防災対策に万全を期すため、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の技術的助言であることを申し添えます。

【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：光永災害対策官、岡戸係長、田島事務官

電話：03-5253-7525